



ISSHIN PARTNERS

COMPANY PROFILE



弁護士法人
一新総合法律事務所
ISSHIN PARTNERS

みらいを一新、あなたと一緒に。

地域の皆様とつながりながら、輝く未来につなげるために、
納得と安心のリーガルサービスをご提供いたします。

新潟・長野・高崎・東京 全8拠点の総合法律事務所

当事務所は、1978年4月に開設され、
その後、弁護士法人を作れるようになった
2002年4月にいち早く法人化し、
今では新潟・長野・高崎・東京の8拠点で20名以上の弁護士をはじめ
総勢50名以上のスタッフを擁しています。
中小企業等の地元の事業者にまつわる、
多種多様な問題を解決する
“守備範囲の広さ”が強みです。



ごあいさつ

「会社は社会のなかにある」当たり前のことですが、あらためて考えれば、

法が張り巡らされた法化社会のなかではなかなか大変なことです。

組織のなかに法務部を設け、弁護士すら雇える企業は、日本ではほんの一握りです。

この契約に誤りはないのか、当社の立場で見直す点は何か。

売掛金未払いをいつまで待ったら回収できるのか、回収までにやるべきことは何か。

就業規則の変更はどうしたら良いのか。希望退職の募り方はどうするのか。

従業員とのトラブルの解決の仕方はどうするか。

これらの問題は、すべて法律に照らして適正に、かつ早期に問題を整理し、解決する必要があります。

多くの経営者や総務の担当者の方々におかれでは、電話一本で、ファックスで、メールで、

弁護士と相談できれば助かると思われた経験がおありなのではないでしょうか。

そのために「自前の法務部」として、一新総合法律事務所をご活用ください。

担当弁護士が、会社の業務内容や人員構成、トラブルやクレーム等をふだんから把握していれば、

速やかに相談に応じ、解決に向けたアドバイスができます。

ふだんのお付き合いがあるからです。それが顧問契約です。

このパンフレットをお読みいただき、早速ご連絡ください。

理事長 弁護士

和田 光弘

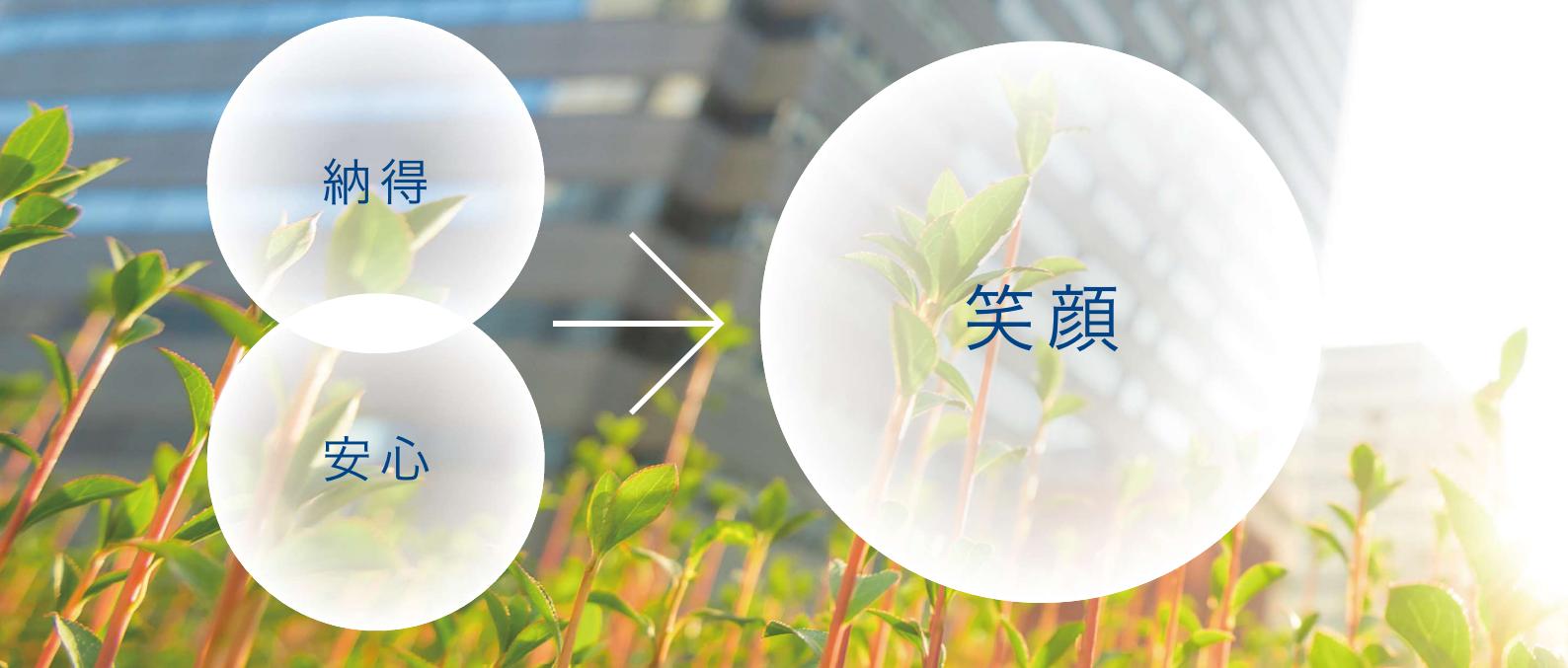
私たちの目指すもの

誰もが納得し安心して暮らせる社会、どんなにつらいことがあってもいつか笑顔を取り戻せる社会。

私たち一新総合法律事務所は、そんな社会を皆様と一緒に目指します。

「みらいを一新、あなたと一緒に。」をモットーに、

相談してくださった方々に「納得」と「安心」を提供する法律事務所です。



当事務所の特色

20名以上の弁護士がノウハウを共有します。

法人組織の法律事務所として、新潟・長岡・上越・燕三条・新発田・長野・高崎・東京の8か所で20名以上の弁護士が連携し対応します。法人としての組織性と継続性のもとに、多様な個性・キャリアの弁護士と、経験・研修を積んだ事務員が力を合わせることで、質・量ともに充実した法的サービスが提供できる体制となっております。

多様な法律問題をカバーします。

当事務所は、特定の狭い分野に特化することなく、個人の生活、企業や団体の活動の中で直面する幅広い法律問題に対応することができます。家庭内の問題から、企業活動における法務対応、社会的意義を有する案件まで、時代の変化につれ変わりゆく法律問題に、常にチャレンジ精神を持って取り組んでまいります。

説明と対話を大切にします。

事件の見通しや適切な解決方法、それにかかる時間・費用等について、客観的視点からの確かな情報を提供し、相談される皆様の立場に立って、一緒になってより良い解決方法を考えています。また、弁護士・事務員一同、親切・丁寧な対応を心がけ、皆様に納得と安心をもたらすことができるよう努めます。

隣接士業との協働を図ります。

社会に生起する多様な問題を解決するには、弁護士の力だけでは足りないことがあります。当事務所は、公認会計士・税理士・弁理士・司法書士・社会保険労務士等の隣接士業とのネットワークを生かし、多様な切り口から、総合的な解決支援サービス(トータル・ソリューション・サービス)を提供します。

親身で頼れる顧問サービスを提供します。

弁護士は、「社会生活上の医師」とも言われております。企業・各種団体から個人の皆様まで、日頃の生活や事業活動で生起する様々な法的問題について、気軽に相談できる顧問制度(コモンズクラブ)を用意し、各種特別サービスを提供しております。法が重要性を増しつつある現代社会に生きる皆様のための「かかりつけ医」として、ご利用ください。

事務所の使命

私たちの社会に自由と公正をもたらす「法の支配」を
隅々にまで行きわたらせることは、「社会正義と人権」の実現を目指す
弁護士の使命であり、私たちの事務所の使命です。
そのために私たちは、誰もが安心して暮らせる社会のために、
個人から企業・各種団体にまで、分け隔てなく
「納得」と「安心」の法律サービスを提供いたします。

当事務所の歩み

- 昭和53年4月 今井誠弁護士、新潟第一法律事務所を開設
昭和56年4月 和田光弘弁護士入所
昭和62年2月 新潟市古町通四番町に事務所移転
平成 8年6月 ホームローヤー(個人顧問)会員募集開始
平成 9年4月 コモンズクラブ(企業・団体・個人の顧問先の集まり)発足
平成14年4月 社員弁護士5名で、弁護士法人 新潟第一法律事務所を設立
(代表社員理事長 今井誠、同所長 和田光弘)
平成15年2月 燕三条事務所開設
平成17年4月 新潟市中央区新光町に主たる事務所移転
平成18年1月 長岡事務所開設
平成20年6月 新発田事務所開設
平成24年2月 和田光弘弁護士に理事長交代
平成24年3月 上越事務所開設
平成28年4月 東京事務所開設
平成30年4月 長野事務所開設
事務所名を「弁護士法人 一新総合法律事務所」へ変更
令和 2年4月 高崎事務所開設

取扱事業の概要

事前対応型 法律相談

個人や企業等の直面する法律問題に弁護士がアドバイスすることで、紛争を事前に予防できるようにします。また、顧客や従業員サービスとしての定期的法律相談も承ります。

法律文書作成・チェック

契約書や遺言書・公正証書など、法的な要件・効果を吟味した文書を作成し、またはチェックします。

プランニング

会社設立や事業承継などについて、公認会計士や税理士等と協力して、快適なプランニングをします。

契約締結交渉

契約締結や行政庁の許認可などの法的交渉を代理します。

法律調査・鑑定

法律問題の調査・法律意見書・鑑定書等を作成いたします。

法律研修・セミナー

特定の研修テーマについて、弁護士が講義やセミナーを行います。

事後対応型 法律相談

トラブルが発生した場合は「まず相談から」が基本です。事情をよく聞いて弁護士が処理方針を提案します。

示談交渉

話し合いによる解決が可能な状況であれば、紛争解決のコスト・時間・労力が少なく、人間関係の修復も可能な示談交渉がベストです。

行政不服申立

行政処分に対する不服申立や審査請求などの手続代理を行います。

調停

調停は簡易裁判所(民事)または家庭裁判所(家事)で行う当事者間の話し合いによる解決を目指す手続です。

ADR

弁護士会や各種機関の裁判外紛争処理機関(Alternative Dispute Resolution)によって、早期解決が図れるケースがあります。

民事保全・民事執行

訴訟に先立って財産や地位を保全したり、判決等の内容を強制的に実現します。

民事訴訟

民事訴訟は、証拠に基いて法律関係を裁判官が判断する手続です。裁判上の和解に至ることもあります。

倒産整理・再建

個人・法人の破産・民事再生申立や任意整理の代理をしたり、債権側としての対応を指導します。

企業法務

Corporate legal affairs



一新総合法律事務所の企業法務への取り組み

Q 企業法務の分野における “一新総合法律事務所の強み”とは?

当事務所は、1978年に今井誠弁護士の個人事務所から始まりました。事務所の歴史として、もともと“ごく普通の個人”や“地元の真面目な中小企業”、“各種の非営利団体”を主なお客様として業務を行ってまいりました。

ですので、中小企業等の地元の事業者にまつわる多種多様なご相談や問題解決についての経験の蓄積は相応にあると思います。

強みは、トータルとして案件を解決する“守備範囲の広さ”ということになります。

Q 顧問先をはじめとした依頼者には どのような業種が多い?

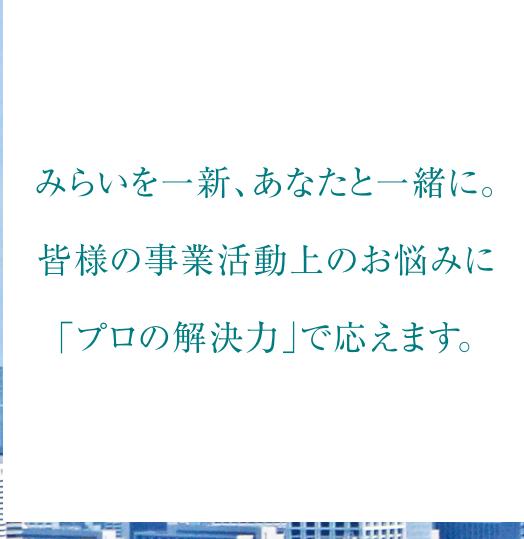
当事務所の顧客層は、一言でいえば“幅広い”です。

建設業、製造業、不動産関連、飲食関係、IT関係、医療・福祉関係、各種販売、各種サービス、各種非営利団体、個人など多岐にわたります。

もちろん、顧問契約はしておらず、単発の相談や依頼をされる企業・団体も数多くあり、これもまた多種多様です。

企業法務部門 責任者
今井 慶貴





みらいを一新、あなたと一緒に。
皆様の事業活動上のお悩みに
「プロの解決力」で応えます。



中小企業の経営者の皆様への アピールポイントとは?

当事務所の1番のアピールポイントは中小企業の経営者の皆様の“気持ち”に対する理解度でしょうか。

われわれ弁護士業界というのは、“一国一城の主”が主流の時代が長くて、まだまだ組織化が進んでいないのが実情です。

そうしたなかで、当事務所は、いち早く法人化し、今では新潟・長野・高崎・東京の全8拠点に、20名以上の弁護士をはじめ総勢60名以上のスタッフを擁しています。

当然ですが、数人規模の法律事務所とは違う経営課題や悩みがあります。そういう意味で、“組織”的な経営者という観点からも、経営者の皆様の悩みに共感できたり、適切なアドバイスができるのではないかと思います。

Q 当事務所が仕事をするにあたっての 「想い」とは?

我々が提供するサービスというのは、相談者・依頼者の皆様に“納得”と“安心”を持っていただくことにあると思います。

“納得”というのは、必ずしも裁判に勝つことだけを意味しません。それぞれの事案の持つ条件にもよりますので、常に依頼者の言い分が通るわけではなく、また、結果に対する依頼者の皆様の捉え方も様々です。大事なのは、与えられた条件の中で、“どういう結果を目指すのか”、“それはなぜなのか”ということや、複数の選択肢を示して“なぜそれを選ぶほうがよいのか”ということを、丁寧に説明し、ご自身で選択していただくことなのです。十分な説明のもとで選択していただくからこそ、結果に対しても後悔しないで済みます。

紛争のさなかで、様々な不安を抱える依頼者に対して、“安心”をもたらすものも、結局のところ、よく説明をして、“依頼者の選択を一生懸命にサポートする”ことに尽きるのだと考えています。

そして、“納得”と“安心”から、依頼者に“笑顔”をもたらし、一緒に未来を一新できればよいなど。“みらいを一新、あなたと一緒に。”という標語は、そうした私たちの“想い”です。

主なサービス ~一新総合法律事務所がお手伝いできること~

1 取引先との問題

事業者間“BtoB”的取引におけるトラブルとしては、約束したとおりに、代金を支払わないとか、業務を行わないといった“契約の不履行”的事案が目立ちます。契約違反が明確な場合だけでなく、契約内容自体に見解の相違があるという場合も少なくありません。その背景には、契約書を取り交わしていない、契約書に不備・不足がある、条項の解釈が微妙であるといったことがあります。

契約の不履行の事案では、契約の履行、解除、損害賠償などを求め、相手方との交渉や訴訟等の手段を駆使して解決を図ることになります。

契約の履行

本来の契約に従って、約束通りの義務を履行するよう求めます。

解除

契約を解除することにより、契約を「なかったこと」にします。

損害賠償

契約違反により生じた損害の賠償を求めます。

2 事業承継

事業承継とは、会社の事業を後継者に承継することをいいます。

事業承継をする場合、①後継者の選定・養成といった事業の経営面に加えて、②相続税や贈与税といった税務面、さらには、③会社法(株主構成やM&A)や民法(相続)といった法務面での検討が必要となります。

事業承継には、大きく親族内での承継と親族外での承継(M&Aを含む)がありますが、少なくとも弁護士と税理士・公認会計士の関与は不可欠であると言えます。

M&Aの場合には、専門仲介会社などにマッチングを依頼するケースもありますが、その際にも、あなたの立場に立ったアドバイザーとして、弁護士と税理士・会計士に依頼されるのが間違いありません。

税務

(税理士・公認会計士)

法務

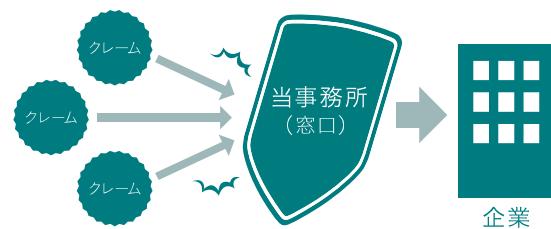
(弁護士)



3 消費者クレーム対応

企業には顧客から様々なクレームが寄せられます。クレームの中には、貴社にクレームに対応する法的責任があるもの、対応する法的義務はないものの対応を誤ると営業上問題が生ずるもの、恐喝・強要的な要素があり弁護士や警察の対応が必要なものなどがあります。

当事務所の弁護士は、クレームの性質を見極めて、事案に応じた適切な対応をアドバイスします。また、対応困難な事案については、貴社の代理人として窓口となり、示談交渉などを行って解決を図ります。



【解決事例】

■事例:当社が販売した商品に欠陥が見つかりました。至急対応が必要ですが、どう対応してよいのか分からず、焦っています。

■回答:製造物責任法(PL法)等により、製品の欠陥による被害に対して責任を負う場合があります。こうした案件では、納品先への対応、行政との調整、メディア対応など初動がとても大切になります。当事務所でも、これまで外国製の产品から不許可成分が検出されたことによる製品トラブルへの対応を支援したケースなどがあります。

弁護士 & 企業

納品先への対応

行政との調整

メディア対応

4 不動産

事業を行う上で、不動産に関するトラブルに巻き込まれることは少なくありません。不動産に関する問題は、法律的な権利関係についての分析と理解が不可欠であり、弁護士が専門的にアドバイスすることができる典型的な分野です。

事業用不動産を賃貸している場合や、売買する場合の法律的なリスクの分析はもちろん、明渡しに伴う敷金や賠償の問題、隣接地との境界や事業を営むことにより生じる近隣トラブルなどまで、不動産を巡る様々な法律問題についてアドバイスいたします。

5 経営再建

負債を抱えて事業が行き詰った際に、選択肢は廃業だけとは限りません。

当事務所では、経営再建できないか、という視点でアドバイスを行うことができます。まずは会社の経営状況を決算書等の資料をもとにヒアリングします。事業の継続のためには、第1に“資金繰り”ができるか、第2に“営業黒字”が出せるか、第3に“債権者の協力”が得られるか、がポイントとなります。

金融機関との条件変更のみで対処できるのであれば、“任意の交渉”や“中小企業再生支援協議会”、あるいは裁判所の“特定調停手続”を利用して交渉をする方法があります。当事務所は、国の“経営革新等支援機関”的認定を取得しており、“経営改善計画”などの計画策定のお手伝いだけでなく、会社の代理人として金融機関との交渉にあたることができます。

一般債権者をも対象にする必要があるケースでは、裁判所の“民事再生”や“会社分割・事業譲渡等のM&A”などの手法を駆使することで、再生可能な場合がありますので、そうした方法も検討いたします。

■分析のポイント

- ①資金繰り
- ②営業黒字
- ③債権者の協力

再建 廃業

6 債権回収

「売掛金の支払いが滞っているので、債権回収を依頼したい」という相談は法律事務所が対応できる典型的な問題です。

請求書を何度も送っても支払いがないケースには、そもそも請求内容に争いがある場合とない場合があります。

まずは事情を詳しくお聞きして、支払いがなされない原因を把握し、状況に応じた適切な対応を検討します。例えば、内容証明郵便による督促、弁護士による示談交渉、訴訟手続、財産の差押え、仮差押え等の方法があります。なるべく費用倒れにならないよう、回収の見通しも踏まえてベストの方法をアドバイスします。

その他にも、信用に不安がある取引先の場合には、契約に先立って、債権の保全についてのアドバイスをいたします。

■典型的な債権回収の手段

- ①内容証明郵便による督促
弁護士名義で内容証明郵便で支払いを督促する。
- ②示談交渉
弁護士が直接連絡を取り、支払いを促す。
- ③訴訟手続
裁判を起こして支払いを求める。
- ④財産の差押え
公正証書や判決に基づき、財産を差し押える。
- ⑤仮差押え等の方法
裁判に先立って、財産を仮に差し押える。
- ⑥民事調停
裁判所で支払いについて話し合いを行う。



7 コンプライアンス

コンプライアンスは、“法令遵守”と訳されることが多いですが、守るべき対象としては、単に“法令”だけではなく、もっと広く“社会的要請を背景とした行動ルール”をも含むとする考え方も有力です。

いずれにせよ、いったん不祥事が発生した場合には、事態収束のために要する直接コストのみならず、信用失墜、ブランド・イメージ低下、社会的制裁など極めて大きなダメージを受けかねません。

当事務所では、コンプライアンス違反の“予防”や問題発生時の“適切な対応”について、それぞれの業界や事業者の置かれた状況に即したアドバイスをいたします。不祥事発生時の第三者委員会の委員等も承ります。

8 契約書の作成・点検

弁護士にとって、契約書のチェックはもっとも基本的な業務の一つです。取引先から契約書を示されたとき、内容をよく確認しないで締結してはいけません。いったん記名(署名)捺印をした後に、“契約書の内容をよく確認しなかった”では通りません。

契約書の案を示されたときは、必ず弁護士にご相談ください。当事務所の弁護士が契約書の内容を確認し、貴社の意向に沿うものか、不利な条項であることを理解した上で契約を締結するものかどうか確認し、その契約書から予想される結果などを説明します。また、どのような条項に変更すればよいかとか、交渉の仕方などをアドバイスいたします。

当事務所では、取引基本契約書だけでなく、賃貸借契約書、FC(フランチャイズ)契約書、M&A関連契約書、一般的な英文契約書など、多様な契約書に対応いたします。



さらに一新総合法律事務所にできること

1 労務管理

事業を営む限り、労務管理の問題は避けて通れない問題です。当事務所は、社会保険労務士と提携しております。労務のエキスパートである社会保険労務士と、紛争処理に関する弁護士が共同することにより、給与や助成金についてのアドバイスなどの従業員に関する日常的な問題から、労災事故や雇用トラブルなどの紛争性のある弁護士対応が必要なご相談まで、労務に関する様々な問題について、当事務所でワンストップで対応することができます。



2 情報管理

情報漏洩対策を始めとした情報管理について対応を行います。最近では、大規模な情報漏洩事故により、企業が社会的な批判を浴び、対顧客の賠償を行う必要が生じるなど、情報管理に関するトラブルが後を絶ちません。また、権利意識の高まりから、個人情報やプライバシーに関連する顧客とのトラブルは少なくありません。当事務所では、情報管理対応チームを組織しており、個人情報保護法に基づく法的対応や情報漏洩対策について、ご相談に応じることができます。



3 不動産情報収集

不動産取引を行う際に、不動産に関する様々な情報を収集しなければならないことがあります。そのような際に、不動産にまつわる基本的な情報を一括して収集するサービスです。

収集された情報についてご不明点がある場合には、当事務所に対し、不明点や法律上の問題について、ご相談をしていただくことも可能です。

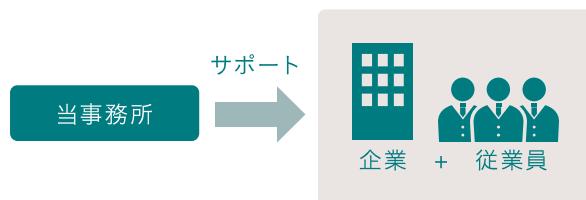
提供する情報の例

都市計画区分・用途地域・建ぺい率・防火地域・接道区分・都市計画道路・法定外公共物の有無・農用地区分・農業基盤整備状況・文化財保護法・河川法区分・下水道整備状況・水道・都市ガス・土地建物明細・附属地図・図面等

4 従業員への法律相談対応

顧問先向けサービスとして、当事務所で、顧問先の企業・団体からご紹介いただいた従業員の方を対象に、無料法律相談を受け付けることができます。

当事務所では、個人のお客様に対しても、交通事故・離婚・債務整理・相続その他の様々な法律問題に対応してきた実績がございます。従業員の方が安心して働くことができるよう、当事務所での法律相談をご利用ください。



5 各種セミナー・研修の実績

当事務所では、セミナーを実施しているほか、所属弁護士が企業や行政・学校・NPO・任意団体などからのお招きで講師をさせていただいております。テーマ・費用・時間等については、ご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。



セミナー開催実績

- 飲食店のクレーム対処法
- 製造販売業の消費者クレーム対処法
- 大家さんのためのトラブル対処法
- 住宅クレーム対処法
- 高齢者利用施設運営者のための法律講座
- 社長さん！あなたの跡継ぎは大丈夫？
- 使用者責任を負う場面と対処法
- 元従業員による同種事業立ち上げにまつわる法的問題
- “下請けいじめ”を受けていませんか？
～下請法の定める取引ルールとその活用～
- 事業者が知っておきたい消費者法
- 職場におけるハラスメント対策
- 『事例で学ぶ！』～非正規職員との契約を更新しない場合の注意点～
- 弁護士の上手な活用法～紛争予防・早期対応のために～
- その契約書で大丈夫？～取引基本契約書を中心に～
- 暴力団排除条例への対応
- 『事例で学ぶ！』残業代をめぐるトラブルの予防と対処法
- 不動産取引講座

- 債権回収の基本
- 自動車事故における会社の責任
- 海外取引と英文契約書（入門編）
- 社外文書作成のコツとツボ
～弁護士が教える文書作成の基本～
- 金融機関も納得する！経営計画書の作り方
- 初めての著作権法（入門編）
- 消費税率UPに伴う法律問題
- 社外取締役について考える
- よくわかる「経営者保証ガイドライン」
- 事業者のための労働災害対応と労災保険の手続
- 税制改正後の相続に備えるために、今必要なこと
- はじめての障がい者雇用
- 「改正個人情報保護法」実務対策セミナー
- 同一労働同一賃金への実務対策
- 働き方改革時代のための人材活用

その他多数

研修会への講師派遣実績

- セクハラ・パワハラ
- 企業経営とリスク対応型法務
- 公益通報者保護法
- 改正独占禁止法 Q&A
- コンプライアンスと会社法
- 違法建築と裁判について
- 小さな会社のリスク管理と法律の知識

- 住宅性能表示制度
- 原状回復ガイドライン
- 不正競争防止リスクマネジメント
- 創業間もない企業の法務
- 不当要求に対する民事上の対抗手段
について
- 情報公開法と製造物責任法について

- 経営指導員とコンプライアンス
- 知ってよかった！弁護士の活用法
- 公務職場における時間外労働と36協定
- 職場の心・家庭の心・心はいかにして
保てるか

その他多数



顧問制度

当事務所では、顧問制度を設けております。“かかりつけ弁護士”として、当事務所の顧問制度をお勧めいたします。

継続的なおつき合いにより、担当弁護士が貴社のことをより知ることができ、それにより、問題発生の“芽”的段階から、迅速・適切なアドバイスを提供できます。

スポットの相談では、問題が深刻化してから相談に至っているケースも多く、早い段階で、気軽に弁護士に相談していただくことで、未然に法律問題に対応することができます。それが顧問契約のメリットです。



顧問契約を結ぶことにより受けられる基本的なサービスの内容

- 1 法律相談が優先的に、無料で受けられます。
- 2 電話・FAX・電子メール・Web会議によるご相談にも対応します。
- 3 案件処理の際の弁護士報酬を減額することができます。
- 4 ご要望に応じて他士業（公認会計士・税理士・弁理士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・社会保険労務士等）をご紹介します。
- 5 事務所だより（年1回）と法務情報（月1回）を送付します。
- 6 当事務所主催の各種セミナーに割引価格でご参加いただけます。
- 7 その他、個別の契約で定めたサービスを提供します。



顧問料

法人・団体

標準月額
33,000円(税込)

個人

月額
5,500円(税込)

法人・団体の顧問料については、顧問業務の質・量、依頼者の規模・性質、担当弁護士の経験年数等を考慮して、協議のうえで標準額から適宜増減するものとしております。また、個人の方であっても事業的規模で活動されている方については、法人・団体の顧問料が基準となります。



“コモンズクラブ”とは

当事務所と顧問契約を結んでいる団体・個人の皆様の集いです。
顧問契約を結んでいる方の親睦を図るため、年1回、コモンズクラブの総会とセミナーを開催しています。
当事務所の法人顧問会員は、新潟・長野・高崎・東京及び近隣県の中小企業や各種非営利団体が主ですが、その業種は多岐にわたります。



建設業

ゼネコン、ハウスメーカー、工務店、設備等



製造業

金属、機械、装置、金型、プラスチック、日用品、食品等



不動産関連

不動産販売・仲介・賃貸、測量等



飲食関係

飲食店、フランチャイズ店舗、ホテル等



IT関係

ソフト開発、映像制作、IT教育等



医療・福祉関係

医院、薬局、老人保健施設、ヘルパー派遣等



各種販売

食品、酒類、土産品、タイヤ等



各種サービス

警備、ビル管理、リサイクル、運送、教育、出版、広告、旅行、観光、情報処理、冠婚葬祭、コンサルタント等



各種非営利団体

自治体、土地改良区、金融機関、生協、労働組合等



個人会員

経営者、役員、士業（税理士等）、会社員、医師、自治体関係者等

顧問制度に興味を持たれた方へ

顧問制度
の説明



申込み



審査



顧問契約
締結



サービス利用
開始

まずはお気軽にお問い合わせください。 0120-15-4640

イコー

ジムショ



20名以上の弁護士が連携し対応します



理事長
弁護士
和田 光弘
Wada Mitsuhiro

新潟事務所



特別相談役
弁護士
今井 誠
Imai Makoto

新潟事務所



副理事長
燕三条事務所 所長
弁護士
古島 実
Kojima Minoru

燕三条事務所



副理事長
新潟事務所 所長
弁護士・税理士
今井 慶貴
Imai Yasutaka

新潟事務所



副理事長
長岡事務所 所長
弁護士
佐藤 明
Sato Akira

長岡事務所



理事
新発田事務所 所長
弁護士・弁理士
中川 正一
Nakagawa Masakazu

新発田事務所



理事
弁護士
角家 理佳
Kadoya Rika

新潟事務所



理事
東京事務所 所長
弁護士
大橋 良二
Ohashi Ryoji

東京事務所



理事
弁護士
朝妻 太郎
Asazuma Taro

新潟事務所



理事
弁護士
海津 諭
Kaizu Satoru

燕三条事務所



理事
弁護士
五十嵐 亮
Ikarashi Ryo

長岡事務所



理事
長野事務所 所長
弁護士
渡辺 伸樹
Watanabe Nobuki

長野事務所



理事
弁護士
山岸 泰洋
Yamagishi Yasuhiro

東京事務所



理事
弁護士
橘 里香
Tachibana Rika

新潟事務所



理事
上越事務所 所長
弁護士
中澤 亮一
Nakazawa Ryoichi

上越事務所



理事
高崎事務所 所長

弁護士
下山田 聖
Shimoyamada Satoshi

■高崎事務所



弁護士
谷尻 和宣
Tanijiri Kazunobu

■長野事務所



弁護士
上野 祐
Ueno Tasuku

■新潟事務所



弁護士
細野 希
Hosono Nozomi

■新潟事務所



弁護士
吉田 明恵
Yoshida Akie

■新潟事務所



弁護士
長谷川 伸樹
Hasegawa Nobuki

■上越事務所



弁護士
飯平 藍子
Ihira Aiko

■長野事務所



弁護士
勝野 照章
Katsuno Teruaki

■長野事務所



弁護士
小林 一敦
Kobayashi Kazunobu

■燕三条事務所



弁護士
山田 真也
Yamada Shinya

■長岡事務所



弁護士
鎌田 大輔
Kamata Daisuke

■新潟事務所



弁護士
薄田 真司
Usuda Masashi

■新潟事務所



弁護士
柄原 遼太朗
Tochihara Ryotaro

■東京事務所



弁護士
鈴木 孝規
Suzuki Takanori

■新潟事務所



弁護士
楠浦 貴人
Kusuura Takahito

■新潟事務所

新潟・長野・高崎・東京 全8拠点の総合法律事務所

当事務所は、弁護士法人を作れるようになった2002年4月にいち早く法人化し、

今では新潟・長野・高崎・東京の8拠点で20名以上の弁護士をはじめ、総勢60名以上のスタッフを擁しています。

拠点間の連携により、皆様のお悩みを解決に導きます。

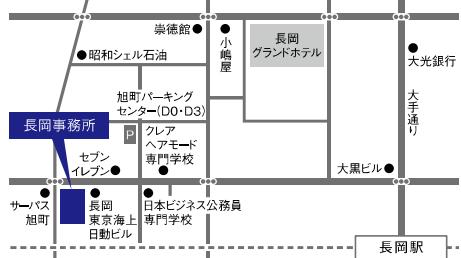
新潟事務所

新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルI 7階(受付6階)
代表 TEL 025-280-1111 FAX 025-280-1112
営業時間 9:00~17:00 (月~土曜日・一部祝日)



長岡事務所

新潟県長岡市旭町2丁目1番地3
旭町いづみプラザ 2階 A号室
TEL 0258-30-3500 FAX 0258-30-3503
営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)



上越事務所

新潟県上越市木田2丁目1番1号
上越セントラルビル 6階
TEL 025-527-3331 FAX 025-527-3320
営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)



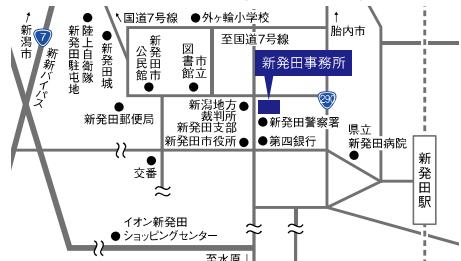
燕三条事務所

新潟県三条市須頃1丁目85番地
川商5燕三条駅前ビル 2階
TEL 0256-35-3530 FAX 0256-35-3531
営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)



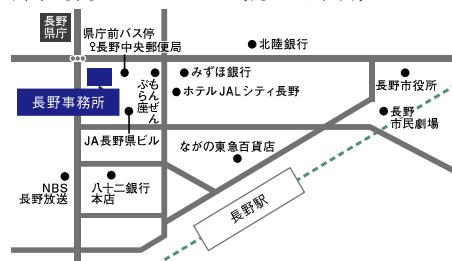
新発田事務所

新潟県新発田市
中央町4丁目2番6号
TEL 0254-21-4300 FAX 0254-21-4343
営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)



長野事務所

長野市大字南長野南県町1040番地1
日本生命長野県前ビル 7階
TEL 026-219-6145 FAX 026-219-6146
営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)



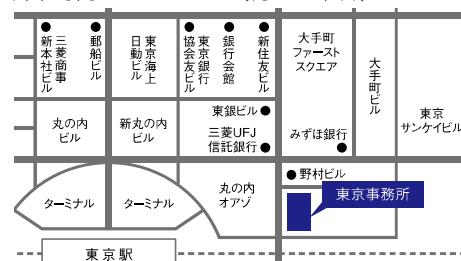
高崎事務所

群馬県高崎市上中居町175番地1
カツミビル 203号室
TEL 027-386-9130 FAX 027-386-9140
営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)



東京事務所

東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル4階
TEL 03-3277-7077 FAX 03-3277-7078
営業時間 9:30~18:00 (月~金曜日)



顧問契約についての
お問い合わせ
ご相談の
ご予約は

イコーギムショ
0120-15-4640

受付時間 月 火 水 木 金 土 日 祝
9:00~18:00 ● ● ● ● ● ● - ● ●

*土曜・祝日 9:00~17:00 (1時間短縮)

www.n-daiichi-law.gr.jp

長野事務所 nagano.isshin-law.jp

高崎事務所 takasaki.isshin-law.jp

東京事務所 www.isshin-law.jp



弁護士法人
一新総合法律事務所

ISSHIN PARTNERS

新潟県弁護士会・長野県弁護士会・群馬弁護士会・東京弁護士会 所属